

ご利用者の皆さまへ

大東市立市民体育館
大東市立龍間運動広場
指定管理者 (一財) 大阪スポーツみどり財団

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン

【龍間運動広場で使用する場合】※野球場内のエリア限定とする。

○飛行できる機種

重量が 100g 以上のドローンで、機体認証されたものに限定する。

○利用

操縦者は国土交通大臣（航空局）の飛行許可・承認を得ている者に限る。

○提出物

- ・飛行許可・承認書 ※ID 登録時に提出
- ・技能証明書の写し ※ID 登録時に提出
- ・本紙（承諾書欄記載済みのもの） ※予約時または利用時に都度提出
- ・施設利用誓約書（署名済みのもの） ※予約時または利用時に都度提出

【市民体育館で使用する場合】※大体育室の全面利用限定

○飛行できる機種

重量が 100g 未満のドローンに限定する。

○提出物

- ・飛行記録 ※ID 登録時に提出
- ・本紙（承諾書欄記載済みのもの） ※予約時または利用時に都度提出
- ・施設利用誓約書（署名済みのもの） ※予約時または利用時に都度提出

【共通事項】

○利用時の安全基準：航空法に基づき以下の点に留意して利用ください。

- ①飲酒時の飛行禁止
- ②飛行前確認の実施
- ③衝突予防
- ④危険な飛行禁止

○現状復帰

施設・設備に損害があった場合は、原則、当施設が修繕を行うものとし、修繕にかかる費用は利用者及び団体が負担するものとする。

承 諾 書	
飛行場所	
利用日	
申請日	
申請者名	印